

件名：渋川市子ども・子育て支援事業計画(案)の市民意見公募の実施について

- 1 趣 旨

「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から始まることに伴い、新制度では、子ども・子育て支援法に基づき、実施主体である各市町村が5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することを義務付けています。

このたび、本市の計画案を取りまとめましたので、皆さんから計画案に対する意見を募集します。

なお、本市では、この計画を次世代育成支援対策推進法に基づき策定している「渋川市次世代育成支援後期行動計画(計画期間：平成22～26年度)」を継承する計画としても位置づけ、より一層の子育て支援のための施策を推進していきます。
- 2 計画の概要 別紙のとおり
- 3 募集期間 平成27年1月13日(火)～2月13日(金)
- 4 閲覧場所 市役所市民ロビー(本庁舎1階)、こども課(本庁舎1階)、各総合支所市民福祉課 (閉庁日を除く)
- 5 結果報告 応募された意見の概要とこれに対する市の考え方を集約して市ホームページに掲載します。

渋川市子ども・子育て支援事業計画の概要について

1、事業計画の法的根拠

子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年を1期とする教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものです。

2、計画期間

平成27年度から平成31年度までの5カ年とします。

3、計画の対象・策定体制

計画の対象は、子どもとその家庭だけではなく、事業所や関係団体、行政機関等、地域を構成する全ての個人と団体です。

計画の策定に当たっては、学識経験者や事業者、保護者等から構成される「渋川市子ども・子育て会議」において意見聴取や審議を行いました。

参考：渋川市子ども・子育て会議の開催状況(これまでに6回開催)

平成25年8月29日、11月1日

平成26年3月14日、5月30日、8月18日、11月6日

4、計画の基本理念

計画の基本理念は「子育てと成長の喜びを実感できる魅力のあるまち渋川」です。その実現を目指し、地域における子育て支援の充実や、妊娠・出産期の切れ目ない支援、子育てと仕事の両立支援等の具体的施策・事業を展開していきます。

5、その他(計画のポイント)

今回の計画においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、①今後5カ年の量の見込み(利用に関するニーズ量)、②確保方策(量の見込みに対応する整備量と実施時期)、③教育・保育の提供区域の設定が義務付けられています。

本市では、25年度に実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果を活用し、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育の提供区域を1区域と設定し、数値目標と確保方策を策定しました。

参考：施策の体系

